

## 富山県手話施策推進協議会設置要綱

## (設置)

第1条 富山県手話言語条例（平成30年富山県条例第2号）第17条の規定に基づき、富山県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 手話の普及等に関する施策の策定に当たり知事に意見を述べること。
- (2) 富山県手話言語条例の施行に関し必要な事項について知事に意見を述べること。
- (3) その他手話の普及等に関する施策の推進に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

## (委員)

第4条 委員は、ろう者等、手話通訳者、学識経験者、県及び関係行政機関の職員その他手話の普及等に関係する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

## (会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

- 2 会長は、会議を進行する。
- 3 会長が出席できないときは、副会長がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が協議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
  - (2) 公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

3 知事が必要と認めた場合は、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、厚生部障害福祉課で処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。